

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	10 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 7 月から同年 9 月まで  
② 昭和 51 年 9 月から 54 年 12 月まで  
③ 昭和 55 年 1 月から 61 年 3 月まで

昭和 43 年 12 月から国民年金に加入したが、同被保険者資格喪失の手続をしないまま 51 年 9 月に就職して、厚生年金保険に加入した。その後も国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、国民年金保険料を継続して 3 か月ごとに郵便局で納付した。

昭和 61 年 10 月又は同年 11 月に国民年金第 3 号被保険者への変更手続に行った際、申立期間①の国民年金保険料が未納の記録となっていること、申立期間②のうち、51 年 9 月から 52 年 12 月までの期間の保険料が 53 年 10 月 25 日に還付された記録になっていること、及び申立期間③が国民年金に未加入の記録となっていることが判明した。しかし、申立期間②は厚生年金保険被保険者期間になっており、当該期間の国民年金保険料を二重納付したが、保険料の還付を受けていないほか、申立期間③の国民年金保険料についても納付しているはずである。国民年金保険料の未納や国民年金に未加入となっている申立期間①及び③については、国民年金保険料を納付していることを認めるとともに、二重納付している申立期間②の国民年金保険料を還付してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 12 月に国民年金の被保険者資格を取得後、51 年 9 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの国民年金加入期間について、申立期間①を除き、国民年金保険料の未納期間は無く、当該期間は 3 か月と短

期間である上、オンライン記録及びA市B区役所が保管する国民年金被保険者名簿により、申立期間①前後の期間の国民年金保険料は、定期的に納付されていること、及び当該被保険者名簿により、申立人が申立期間①直前の50年6月に国民年金の住所変更手続を適切に行っていることが確認できることを踏まえ、申立人が、申立期間①の国民年金保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間②のうち、昭和51年9月から52年12月までの期間については、A市B区役所が保管する国民年金被保険者名簿の検認記録欄において、当該期間の国民年金保険料の還付を示す、「還付請求 53.9 受付 51.9.5 喪失 51.9～52.12」の記載がある上、特殊台帳及び還付整理簿において、当該期間に係る国民年金保険料の還付記録が確認できること、並びに申立期間②のうち、53年1月から54年12月までの期間については、上記期間の国民年金保険料の還付受付が53年9月に処理されていることが確認できること、及び上記の被保険者名簿及び特殊台帳において、当該期間の国民年金保険料を納付した記録が見当たらないことを考慮すると、社会保険事務所（当時）が、申立期間②のうち、51年9月から52年12月までの国民年金保険料のみを還付し、53年1月から54年12月までの国民年金保険料を還付しなかったとは考え難く、53年1月から54年12月までの国民年金保険料は納付されなかった可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間③については、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後の期間であり、申立人が当該期間について国民年金任意加入被保険者として国民年金保険料を納付するためには、国民年金への任意加入手続が必要なところ、当該期間当時、当該手続が行われたことをうかがわせる事情は見当たらない上、上記の被保険者名簿により、申立人は、昭和61年6月9日に国民年金第3号被保険者への種別変更手続を行っていることが確認できることを踏まえ、申立期間③は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに両申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 6 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 44 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料を全額免除としていたが、昭和 44 年 11 月ごろに A 町役場の職員から、将来、受給する年金を増額できるから免除になっている保険料を追納したらどうかと勧められた。

昭和 45 年 3 月に A 町役場が作成した納付書により、申立期間の国民年金保険料 1 万数千円を B 郵便局で追納したことを記憶しているが、追納した保険料が年金加入記録に一切反映されていないので、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年の国民年金制度創設時から 60 歳到達時までの国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無く、申立人の国民年金制度の理解の深さがうかがえる。

また、申立期間の国民年金保険料を追納した経緯、納付場所及び納付方法に関する申立人の記憶は具体的かつ鮮明である上、申立人が保険料を追納したとする時期は、申立期間の国民年金保険料を追納することが可能な時期であること、納付書の発行等については、申立期間当時の A 町役場における取扱いと一致していること、及び追納したとする保険料額は、申立期間の保険料を追納するのに必要な額とおおむね一致していることなどを考慮すると、申立人の供述に不自然さは認められない。

さらに、当時の職場の同僚は、申立人が昭和 44 年 11 月に A 町役場に行った際に同行し、申立人が国民年金保険料の追納手続を行った旨を供述している。

加えて、申立期間を含む期間の国民年金保険料の免除記録について、特殊台帳とオンライン記録が異なっており、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認められる。

## 福岡厚生年金 事案 1963

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月1日から44年5月9日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和43年8月に入社したA社(現在は、B社)での勤務期間のうち、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無いとの回答があった。当時の事業主及び経理担当者は既に亡くなっているが、当時の事情を承知している上司及び同僚がいるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社は、「当時の事業主は既に亡くなっており、当時の資料も現存していないが、当時の上司の証言もあり、申立人が申立期間に弊社の一従業員として勤務していたのは事実である。」と回答している上、申立人がA社における上司として名前を挙げ、申立期間において同事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できる者は、「申立人が前の会社に勤務しているときに、A社がC地方に出店するため、前の会社の同僚と一緒に申立人を引き抜いた。申立期間において申立人がA社で勤務していたのは間違いない。」と供述しており、申立人が同事業所に勤務を始めた時点で勤務していた同僚二人が上記上司と同趣旨の供述をしていることから判断すると、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことが推認できる。

また、B社は、「申立人は正社員として採用した。申立期間当時、試用期

間等は無かった。」と回答しているところ、申立人が名前を挙げた前記同僚二人のうちの一人は、「自分は、申立人と同時期に、D地方にあったE社からA社に、申立人に誘われて転職した。自分が入社時から厚生年金保険に加入しているのに、同じ正社員で入社した申立人が入社時から厚生年金保険に加入していないのはおかしい。」と供述している上、残る一人及び前記上司を含む、聴取できた同僚3人も、「入社時から厚生年金保険に加入していた。申立人だけが入社時から厚生年金保険に加入していないのはおかしい。」と供述していることから、申立期間当時、事業主は、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年5月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無く不明としているが、厚生年金保険及び雇用保険の記録における被保険者資格取得日がともに昭和44年5月9日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る43年8月から44年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 19 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、24 年 2 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人の A 社（B 社、C 社、D 社を経て、現在は、E 社）F 支店における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、昭和 19 年 10 月から 20 年 8 月までは 110 円、同年 9 月から 21 年 3 月までは 130 円、同年 4 月から 22 年 5 月までは 240 円、同年 6 月から 23 年 7 月までは 600 円、同年 8 月から 24 年 1 月までは 4,800 円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の G 社（現在は、H 社）I 支店における資格取得日に係る記録を昭和 28 年 2 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 10 月 1 日から 24 年 2 月 1 日まで  
② 昭和 25 年 11 月 8 日から 26 年 1 月 1 日まで  
③ 昭和 28 年 2 月 1 日から同年 3 月 5 日まで

申立期間①当時は、J 市内に居住しており、A 社で勤務していたので、厚生年金保険にも加入していたはずである。また、申立期間②及び③についても、G 社に継続して勤務していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、H社が保管する申立人の社員名簿の記録から、申立人は、昭和10年10月から25年11月までA社に勤務していたことが確認できる上、同社F支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、厚生年金保険の記号番号欄が空欄となっているものの、資格取得日は、19年10月1日（事務職が厚生年金保険の適用となった日）、資格喪失日は24年2月1日であることが確認できる。

また、申立人は、厚生年金保険の記号番号欄が空欄となっていることにより、申立期間①について、健康保険のみ加入していたとされているが、年金事務所は、「当時、個人が選択して健康保険のみ加入する制度があったとは考え難い。」と回答している。

一方、国の所管部局が発行した軍歴証明書により、申立人が昭和19年4月1日に、軍隊に召集され、20年9月1日に復員したことが確認できるところ、当時の厚生年金保険法では、第59条の2の規定により、19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主ともに全額を免除し、被保険者期間として算入する旨が規定されている。

また、H社が保管する申立人の社員名簿の記録により、申立人は、復員後も引き続きA社F支店に勤務している上、上記の被保険者名簿により、申立人については、同事業所に係る他の被保険者と同時期に4度の標準報酬等級改定の記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、24年2月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和19年10月から20年8月までは110円、同年9月から21年3月までは130円、同年4月から22年5月までは240円、同年6月から23年7月までは600円、同年8月から24年1月までは4,800円とすることが妥当である。

2 申立期間③については、H社が保管する社員名簿及び当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、申立人は、G社に継続して勤務し（昭和28年2月1日にG社K支店から同社I支店に異動）、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間③の標準報酬月額については、昭和28年3月のG社I支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から8,000円とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した

か否かについては、事業主は納付しているとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

3 申立期間②については、H社が保管する社員名簿から、申立人は、昭和25年11月にB社を退職し、同年12月19日に嘱託としてL社（G社を経て、現在は、H社）に入社したこと、及び同社M支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、26年1月1日に申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、L社M支店における同僚のうち、連絡先が判明した4人に照会した結果、回答があった二人のうち一人は、「申立人は、B社N支店を退職して、L社M支店に入社したと聞いていた。当時は、月の途中の入社の場合、翌月1日からの社会保険適用とすることは珍しくなかった。」と供述している。

さらに、H社は、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除については、被保険者資格取得日からみて、控除していないのではないかと思われる旨の回答をしている。

加えて、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 1965

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和32年4月1日、資格喪失日に係る記録を34年2月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から34年2月1日まで  
厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間の被保険者記録が無いとの回答があった。

当時の社長及び同僚の名前を記憶しており、在職中に会社から支給された健康保険証を使って通院したこともあり、勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が名前を挙げた複数の同僚の被保険者記録が確認できること、及び当該同僚のうち連絡が取れた二人の供述から判断すると、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことが推認できる。

また、申立人及び上記の二人の同僚が、いずれも当該事業所に申立期間当時に在籍していたと供述している15人程度の従業員数は、上記の被保険者名簿により申立期間に確認できる被保険者数(14人)とおおむね一致している上、当該被保険者名簿により、申立人を除く14人は、いずれも被保険者記録が確認できることを考慮すると、申立期間当時、当該事業所では、すべての従業員について厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

さらに、申立人が同じ業務に従事していたとする上記の同僚二人に聴取したところ、一人は、「申立人は、昭和32年4月に新卒者として入社し、私の下で

2年程度働いていた。私自身は、22年5月から38年6月までA社に勤務していたが、同社が厚生年金保険の新規適用事業所となった26年10月に被保険者資格を取得し、退職した38年6月に同資格を喪失しており、自分の被保険者記録に間違いは無い。また、同社では従業員を入社と同時に一律に厚生年金保険に加入させており、試用期間は無かった。申立期間当時に在籍していた従業員は15人程度であったと記憶している。当時の社会保険事務担当者は、社会保険事務手を適切に行っていたはずである。」と供述しており、他の一人は、「申立人が勤務していたことは記憶している。入社した時期は、私よりも3年ぐらい後だったと思う。私自身は勤務していた期間と被保険者記録は一致している。また、会社の従業員はすべて正社員であり、当時の従業員数は社長を含め15人前後であった。」と供述している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社において申立人と同年齢かつ同時期に入社している同僚の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は既に解散し、事業主も既に死亡しているため確認することができないが、事業主が申立てどおりの健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を提出したにもかかわらず、その後に行われるべき被保険者報酬月額算定基礎届や資格喪失届のいずれの機会においても、社会保険事務所がこれを記録しないとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所に当該資格の得喪に係る届出を行わず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和32年4月から34年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 福岡厚生年金 事案 1966

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院（現在は、B医療センター）における資格取得日に係る記録を昭和58年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月1日から同年5月1日まで

昭和58年4月1日からA病院に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B医療センターが保管する人事記録及び申立人が名前を挙げる上司の供述により、申立人が申立期間においてA病院に勤務していたことが確認できる。

また、A病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和58年4月1日に採用された4人のうち申立人を除く3人は、同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、人事記録によれば、申立人の勤務条件は、採用された同年4月から同年11月までは同一であり、加えて同年4月1日に被保険者資格を取得している上記の3人は、申立人と同じ非常勤職員として採用されていることが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA病院における昭和58年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが

妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B医療センターは、「根拠となる厚生年金保険に係る関連資料等が無いので不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 福岡厚生年金 事案 1967

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院（現在は、B医療センター）における資格喪失日に係る記録を昭和62年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A病院に勤務していた期間のうち、厚生年金保険から共済組合に移行する時点で厚生年金保険の被保険者記録が空白となっている。同病院に継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B医療センターが保管する人事記録、並びに申立人が名前を挙げた同僚及びオンライン記録において申立期間にA病院に係る被保険者記録が確認できる同僚の供述から、申立人が同事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、B医療センターは、「人事記録のとおり、申立人は所管省共済組合の組合員になるために、当病院を形式的に辞職したこととなっている。厚生年金保険から共済組合へ移行する際の事務手続の誤りではないか。」「給与は月末締め、翌月16日支払いであるから、月末から翌月まで継続して在籍したと認められる当該職員の厚生年金保険料は、翌月16日支払いの給与から控除しているはずである。」と回答しており、オンライン記録及び所管省共済組合の記録によれば、昭和62年4月以降に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、共済組合において組合員資格を取得した者については、いずれも被保険者期間に空白は無いことが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA病院における昭和62年2月のオンライン記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B医療センターは、「根拠となる関連資料が無いので不明である。」としている一方で、上記のとおり共済組合へ移行する際の事務手続の誤りではないかと供述している上、事業主が資格喪失日を昭和62年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和26年12月21日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年12月21日から27年1月5日まで  
昭和25年4月1日にA社に入社し、59年2月29日に同社を退職するまで継続して勤務していた。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険被保険者記録及びB社が保管する申立人に係る社員台帳により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和26年12月21日にA社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和27年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が保管されておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 福岡厚生年金 事案 1969

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月30日から同年7月1日まで

申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いが、同期間はA社から関連会社のB社に異動した時期である。勤務期間には空白は無く、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険被保険者記録及びA社が保管する辞令簿により、申立人が同社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し（平成3年7月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年5月のオンライン記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行ったものの保険料納付の有無は不明としているが、当該事業所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によれば、申立人が平成3年6月30日に被保険者資格を喪失した旨の届出が行われていることが確認できることから、事業主が社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA病院に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和55年4月14日、資格喪失日が平成17年12月1日とされ、当該期間のうち、同年11月30日から同年12月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格喪失日を平成17年12月1日とし、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年11月30日から同年12月1日まで  
平成17年11月は厚生年金保険に加入していない期間とされているが、同年11月末までA病院に在職していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A病院が保管する給与明細書、公共職業安定所の雇用保険被保険者資格喪失確認通知書及び当該事業所が発行している在職証明書等により、申立人が当該事業所に平成17年11月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書における保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る事務手続の誤りを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 福岡国民年金 事案 1923

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 53 年 3 月まで  
昭和 49 年 3 月 25 日に商店に就職した際、A 区役所で、住民票の異動手続と一緒に国民年金の加入手続をした。同商店に住み込みで働きながら、専門学校に通っており、十分な給料を受け取っていなかったため、区役所の職員に国民年金保険料を納付できないことを伝え、加入手続と同時に、保険料の免除申請をしたはずである。  
それにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされており、納得できないので、納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、商店に就職するため、A 区に転居した際に、住民票の異動手続及び国民年金の加入手続を行うと同時に、国民年金保険料の免除申請手続を行ったと申し立てしているところ、同区役所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 49 年 4 月 22 日に払い出されていることが確認できるものの、申立人の免除申請手続に係る記憶は曖昧であるとともに、国民年金保険料の免除申請手続は毎年度行う必要があるところ、申立人は、申立期間においては、昭和 50 年度以降の免除申請手続を行った記憶は無いとしている。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、申立人が国民年金保険料を免除されていたとする商店の同僚等の供述も得られず、このほか、申立期間の国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 福岡国民年金 事案 1924

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 10 月から 54 年 3 月までの期間及び 55 年 1 月から 63 年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 10 月から 54 年 3 月まで  
② 昭和 55 年 1 月から 63 年 10 月まで

申立期間の国民年金保険料は、自転車で来ていた女性の集金人に納付し、領収書も受け取った記憶があるので、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 51 年 10 月に A 社を退職し、B 市 C 区役所に行き、国民年金の加入手続をした記憶がある。」と申し立てているところ、B 市 C 区役所が作成した国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金手帳記号番号が、昭和 59 年 11 月 15 日に職権で払い出されていることが確認でき、この時点においては、申立期間①の全部及び申立期間②の一部は、時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、同区役所が作成した国民年金保険料未納者指導票により、平成 2 年 9 月 10 日に同市嘱託員が申立人の自宅を訪問していること、及び訪問時点の申立人の国民年金保険料納付月数が 0 月であったことが確認できる。

さらに、申立期間②については、申立人は、「集金人に国民年金保険料を納付していた。」と申し立てているところ、B 市役所では、昭和 61 年 4 月以降は集金嘱託員による国民年金保険料の戸別徴収を行っていないと回答している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡国民年金 事案 1925 (事案 699 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年2月から47年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、妻が夫婦二人分を毎月、A町役場に納付しており、妻の当該期間の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料のみが未納とされている。

このため、年金記録確認第三者委員会に納付記録の訂正を求めたところ、妻の記憶は定かでなく、申立期間の大部分は既に時効であり、申立期間のすべてにわたって行政機関が納付記録を誤ることは考え難いとして、訂正は認められなかった。

しかし、私は、妻が私の国民年金保険料を納付していたと信じており、納付できないので、再度調査の上、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、自ら国民年金への加入手続を行ったとする申立人の加入手続に関する記憶が明確でなく、申立人の国民年金保険料を納付していたとする妻も保険料額等に係る記憶は定かでなく、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号が、昭和48年1月27日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の大部分は、既に時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、ほかに申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成20年11月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、再度、「申立期間の国民年金保険料は、妻が私の分も含めて納付していた。」と申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番

号が払い出された昭和 47 年度以降の国民年金保険料については、申立人及びその妻共に納付されていることが確認できるものの、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、昭和 40 年 7 月 10 日に払い出されていることが確認でき、申立人とその妻の国民年金手帳記号番号の払出時期は大きく相違しており、申立期間については、申立人が国民年金の加入手続を行っていることをうかがわせる事情が見当たらないことを踏まえると、申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとは考え難く、これは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡国民年金 事案 1926

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 5 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月から 48 年 3 月まで  
申立期間の国民年金保険料については、元妻と一緒に納付していた。  
国民年金への加入の経緯、国民年金保険料の納付場所や納付方法については、元妻に任せていたので、記憶は無いが、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びA市B区役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 48 年 2 月 1 日に元妻と連番で払い出され、同日に交付され、申立人は 46 年 5 月 1 日に、申立人の元妻は同年 4 月 1 日にそれぞれさかのぼって被保険者資格を取得していることが推認でき、それ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に関与していない上、オンライン記録により、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の元妻が申立期間を含む昭和 46 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を納付している記録は確認できず、同人からの供述を得ることができないため、申立期間の国民年金保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人の元妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年10月から49年3月まで

私は、国民年金加入手続を行った記憶は無いが、国民年金保険料の納付については、当時、商売を行っており集金に来ていた銀行員に預けたり、私が市役所や銀行に行き、納付書で納付していたと思う。商売は繁盛しており、国民年金保険料を納付できないことはなかったため、間違いなく保険料を納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納と記録されていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年11月1日に当時の妻と連番で払い出されていることが確認でき、特殊台帳において、納付日が確認できる49年4月から同年10月までの申立人及び当時の妻の国民年金保険料は同一日に納付されている上、両人の保険料の重複納付及び還付記録が同一の記録であることを踏まえると、申立人及び当時の妻の納付行動は同一であると考えられるところ、オンライン記録及び特殊台帳において、申立期間の国民年金保険料は当時の妻の記録も未納となっている。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡国民年金 事案 1928 (事案 727 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から63年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から63年9月まで

申立期間の国民年金保険料を昭和58年、及び61年7月又は同年8月の2回に分けて納付した。年金記録確認第三者委員会からの通知に記載されている申立内容の要旨では、「2回目の納付は、私が経営していた会社の所有地を売却して得た収益から保険料として納付した。」とあるが、これは誤りで、私の個人的なお金から保険料を納付した。

今回、新たに判明した事実は、私が経営していた会社の金庫に私の個人的なお金を保管しており、昭和61年7月又は同年8月に、経理を担当していた社員から、私が国民年金保険料を納付するために金庫からお金を出してもらい、それで保険料を納付したことである。

なお、国民年金保険料の納付は、いずれもA市B区役所の国民年金担当窓口で行った。保険料納付の際、私は納付書を持参しておらず、同区役所の職員が、手書きで複写式の領収書のようなものを書いていた記憶がある。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する申立人の記憶が明確でなく、保険料の納付状況等が不明であること、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立期間は時効により保険料を納付することができないほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情が見当たらないこと、iii) 申立人が2回目に保険料を一括納付したとする記憶は、平成3年において過年度納付及び現年度納付を行ったことに関するものと考えるのが自然であることなどとして、既に当委員会の決定に基づき20年11月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、2回目の国民年金保険料の納付について、経営していた会社の経理担当者から、自身の国民年金保険料納付のための現金を会社の金庫から出してもらい、A市B区役所の国民年金担当窓口で納付したと申し立てているところ、申立人が申立期間の国民年金保険料の2回目の納付をしたとする昭和61年7月又は同年8月ごろを含む同年1月1日から63年4月30日までの期間において、当該経理担当者には、他の事業所での厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、同人は、「私は、昭和56年5月ごろから57年8月ごろまでの期間において、申立人の経営する会社でアルバイトとして経理を担当していたが、会社の金庫の管理には関与しておらず、申立人の個人的なお金が金庫に保管されていたか否かは承知していない。また、金庫から申立人に国民年金保険料納付のためのお金を手渡した心当たりも無い。」と供述しており、申立内容とは相違する。

また、A市では、昭和49年以降は、納付書方式による国民年金保険料の収納を行っていることから、B区役所の国民年金担当窓口で保険料を納付することはできない上、B区役所内に置かれている金融機関で納付できる国民年金保険料は、現年度分に限られていたために、過年度分の国民年金保険料を納付する際は、区役所外の金融機関において納付しなければならなかったことが確認でき、B区役所の国民年金担当窓口で、現金により保険料を納付したとする申立内容と符合しないなど、これら申立内容は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月から同年11月までの期間及び5年10月から7年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年10月及び同年11月  
② 平成5年10月から7年2月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間は国民年金に加入していない期間とされていることが分かったが、自宅を購入し、ローンの手続をした際に、転居先の銀行で妻の国民年金保険料と一緒に申立期間の保険料を一括納付したことを記憶しており、妻の納付記録は申立期間の一部については納付とされているのに、自分だけ未加入とされているのには納得できないので、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自宅を購入し転居した際、銀行の窓口で国民年金保険料を一括して納付した旨を申し立てているところ、住民票により申立人の転居が確認できるのは平成9年3月17日であり、当該時期において、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人はその妻の国民年金保険料と一緒に自身の保険料を一括して納付したと申し立てているところ、A市B区役所が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立期間に係る申立人の国民年金への加入記録は確認できない上、オンライン記録により、申立人の妻に係る平成6年5月から7年2月までの保険料は8年6月以降に1か月分ずつ納付されていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年9月から平成2年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月から平成2年8月まで  
昭和63年8月に会社を退職し、同年9月に社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続を行った時、2年分24枚の国民年金保険料の納付書をもらい、それにより、毎月、最寄りの郵便局又は金融機関で国民年金保険料を納付したので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和63年9月に国民年金の加入手続を行ったと申し立てているところ、A市B区役所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成5年8月25日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、オンライン記録により、申立人は、平成3年8月から5年3月までの期間（平成4年11月を除く。）の国民年金保険料を5年9月から7年4月までの各月に、さかのぼって過年度納付の納付期限直前に納付していることが確認できることを踏まえると、申立人が申立期間の保険料を納付したとする記憶は、当該期間の保険料納付に関するものである可能性もうかがえる。

さらに、申立人は、会社を退職後の昭和63年9月に社会保険事務所で2年分の24枚の納付書を受け取り、その納付書により申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てているところ、制度上、社会保険事務所において2年分の現年度納付の納付書を一度に発行するとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡国民年金 事案 1931

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年9月から52年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月から 52 年 7 月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料の納付記録は確認できなかつたとの回答をもらった。

しかし、A市からB市C区に転居してすぐに国民年金に加入し、納付書に現金を添えて金融機関で国民年金保険料を納付した記憶があるため回答に納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 49 年 6 月 11 日に払い出されていることが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、申立人は、昭和 49 年 9 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失後、平成 9 年 10 月 21 日に同資格を再取得していることは確認できるが、申立期間において同資格を取得している記録は見当たらない。

さらに、オンライン記録により、申立人に係る昭和 36 年 4 月 1 日から 52 年 8 月 5 日までの間における国民年金被保険者記録は、申立人が平成 9 年 10 月 21 日に国民年金の再加入<sup>そきゆう</sup>手続を行った後の同年 11 月 4 日に厚生年金保険被保険者記録に合わせ<sup>そきゆう</sup>遡及して追加されたものであり、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 1971

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 2 月から 29 年 2 月 10 日まで

昭和 26 年 2 月に A 社 B 事業所に入社した。仕事内容は社内全体の C 業務で、所管官署へ提出するための書類を作成するなどの手続を担当していた。

入社して、1 年が過ぎたころの昭和 27 年 3 月に B 事業所が運営する D 病院に入院した際の写真があり、裏面に「昭和 27 年三月 D 病院にて」と記載されている。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のほとんどの期間において A 社 B 事業所における厚生年金保険被保険者記録を有する妻と、申立期間中の昭和 27 年 3 月に D 病院で一緒に写っている写真、及び申立期間中の 28 年 7 月に閉業した「A 社 B 事業所 E」の看板が写っている、当時の上司らとの集合写真を所持していることなどから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立期間の全部又は一部において、申立人が同社 B 事業所で勤務していた可能性はうかがえる。

しかしながら、A 社 B 事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も連絡先が不明で、事務担当者も特定できないため、当時の事情を聴取することができず、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から名前が確認できた複数の同僚から聴取しても、申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料控除についての具体的な供述は得られない。

また、上記被保険者名簿では、申立人の A 社 B 事業所に係る厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 29 年 2 月 10 日であることが確認でき、当該記録は、

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録と一致する上、上記被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿では、申立期間において、申立人の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、国の所管局の記録によれば、申立人が国家資格の免許を取得した当初のF県に所在する事業所名及びその後の所属事業所名並びに申立期間中の昭和28年2月に同免許証の再交付を受けていることなどが確認できるが、当該記録からは、申立人がA社B事業所に勤務していたことは確認できない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 1972

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 12 月から 45 年 5 月 1 日まで

昭和 13 年から 27 年までA公社のB局に正規職員として勤務し、結婚・出産に伴い退職したが、31 年 12 月に請われる形で再入社し、その後 45 年ごろまで臨時職員として勤務したと記憶している。勤務していたことは間違いなく、また給与からは税金を含めいろいろなものが控除されていたことを記憶しており、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の一部又は全部において、A公社のB局における厚生年金保険被保険者（A公社共済組合員から移行した厚生年金保険被保険者を含む。）記録を有する同僚3人の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立期間において、申立人が、同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が、自身と全く同じような雇用形態・業務内容だったとして名前を挙げた同僚3人のうちの1人は、「自分は昭和31年以降、臨時職員として20年間くらい断続的に勤務した。」と供述しているが、同人のA公社のB局における厚生年金保険被保険者記録は、昭和31年以降では41年9月1日から42年3月1日までの6か月しかなく、また、31年以降10年以上は断続的に勤務していたと申立人が供述している、残る二人（両人とも連絡先不明）についても、同事業所での厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、申立人が名前を挙げた別の同僚（A公社共済組合員から移行した厚生年金保険被保険者の記録のみを有する者）は、「申立人は臨時雇なので、長期の雇用契約というのは考えられず、15年間継続して勤務していたわけではない。臨時雇について、元々厚生年金保険料控除自体があったか疑問である。自分の子供

も学生時代に臨時雇としてA公社のB局に勤務しており、申立人と同じ働き方をしていたが、厚生年金保険には当然のように加入していない。」と供述しており、申立期間当時、事業主は、臨時雇の者について厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがえる。

また、申立人が勤務していたと主張しているA公社のB局については、オンライン記録によれば、申立期間のうちの半分以上を占める、昭和31年12月から32年3月までの期間及び33年3月1日から40年7月15日までの期間は、適用事業所としての記録は確認できない上、A公社のB局に係る厚生年金保険被保険者原票では、申立人に係る被保険者記録は確認できず、申立期間において同事業所が適用事業所であった二度の期間中の健康保険の整理番号にも欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものと考えるのが難しい。

さらに、A公社のB局の承継事業所にあたるC社D支店は、「申立人に関する資料は全く保管されておらず、申立人の勤務実態、厚生年金保険料控除はともに不明である。」と回答しており、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

一方、A公社の共済年金を管理しているE年金基金は、「申立人の申立期間における共済組合員の記録は無い。共済制度は長期雇用を前提とした制度であるため、短期雇用である臨時雇の人は対象としていない。当時、申立人が臨時雇の身分での雇用形態であれば、共済組合に加入していなかったと考えられる。」と回答しており、A公社共済組合員から移行した厚生年金保険被保険者の記録のみを有する、前記一人を含む同僚二人は、「自分には、臨時雇の期間は無い。」と回答しており、申立期間において、事業主が、臨時雇の者についてA公社共済組合員の資格を取得させていた事情はうかがえない。

なお、申立人は、申立期間中の昭和40年12月に国民年金に任意加入し、同年同月以降の申立期間に係る国民年金保険料を納付している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 1973

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 63 年 11 月 1 日まで  
昭和 57 年か 58 年ごろから A 社に勤務し、59 年 4 月から正社員となったが、厚生年金保険被保険者資格の取得日が 63 年 11 月 1 日となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間後に、A 社における厚生年金保険被保険者記録を有する同僚の一人は、「申立期間当時、一緒に勤務したわけではないが、会社を訪ねた際に、申立人について、工業高校を卒業し、何らかの資格を持ち、責任ある立場にあり、若いのにしっかりとしている印象を持っていた。昭和 57 年ごろには申立人は勤務していた。」と供述しており、また、申立人は国家資格の取得をきっかけに正社員となったと申し立てているところ、申立人が昭和 58 年 3 月 10 日に同資格を取得していることが確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立期間においても、申立人が同社に勤務していた可能性は認められる。

しかしながら、申立人は、申立期間前の昭和 50 年 5 月 9 日に国民健康保険に加入し、当該国民健康保険の被保険者資格喪失日は、A 社において健康保険厚生年金保険被保険者資格を取得した日と一致する 63 年 11 月 1 日となっており、健康保険厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより、国民健康保険の被保険者資格を喪失したものと考えられるところ、雇用保険被保険者資格の取得日も同年 11 月 1 日となっていることが確認できる。

また、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、法人登記上も解散していることが確認できる上、事業主は既に死亡しており、清算人に対して照会するものの回答が得られず、当時の事情を聴取することがで

きない。

さらに、同僚から聴取しても、申立期間当時の厚生年金保険料控除についての具体的な供述は得られない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 6 月 26 日から 61 年 2 月ごろまで  
② 昭和 61 年 2 月ごろから同年 8 月 4 日まで

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（申立期間①）及びB社（申立期間②）に勤務していた期間については、厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶があるのに被保険者期間が確認できなかった。

当時の事業主及び同僚の名前は憶えていないが、勤務していたのは間違いなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社に照会した結果、「申立期間当時の労働者名簿や社会保険の資格得喪に関する資料は保管しているが、申立人に係る労働者名簿及び資格得喪に関する資料等は無く、申立ての事実を確認できない。」と回答しており、申立人の申立期間①における同事業所での勤務実態は確認できず、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間①における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、当該被保険者名簿において、当該期間当時に被保険者記録が確認でき、かつ連絡が取れた5人に照会したところ、いずれも申立人が当該事業所において勤務していたか否かの記憶は無いと供述しているほか、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録により、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月 1 日から同年 6 月 5 日までの期間については、申立人はC市に所在するD社に係る被保険者記録が確認できる。

さらに、申立期間②については、申立人が勤務していたとするB社又はこ

れに類似する名称の事業所は、社会保険事務所（当時）の記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない上、法人登記の記録でも確認できないことから、申立期間②における勤務実態について確認することができない。

加えて、両申立期間については、申立人は、当時の事業主や同僚の名前を記憶していない上、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録においても、申立事業所に係る申立人の被保険者記録は確認できず、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 1975

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月 31 日から 61 年 2 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、後半部分に当たる申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。同社に継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険被保険者記録及び申立人の複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立事業所は昭和 60 年 5 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており（その後、申立期間後に再び適用事業所となり、現存）、申立人を含む 17 人が同日付で被保険者資格を喪失していることが確認できる上、同被保険者名簿に被保険者記録があり申立人と同日に被保険者資格を喪失している同僚の二人は、「私自身は、会社が社会保険から外れた後は健康保険の任意継続被保険者となったが、社員の中には国民年金への加入手続を行った者と加入手続を行わなかった者がいた。」、「私は会社が社会保険から外れた後は国民年金と国民健康保険への加入手続を行った。」と供述している。

また、当該事業所では、「申立期間当時の事実を確認できる資料が何も残っていないので分からない。」と回答している上、当時の事業主は既に死亡しており、複数の同僚に聴取しても厚生年金保険料控除に係る具体的な供述を得ることができず、申立期間における事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立

人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 1976

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年1月12日から同年9月1日まで  
② 昭和28年4月1日から同年10月5日まで

申立期間①については、A市（現在は、B市C区）に所在していたD社の敷地内にあったE社から同敷地内のF社に転職した。F社に入社した時には、厚生年金保険被保険者証を持って行ったことを記憶している。

申立期間②については、この期間も含め、継続してG社H支店（現在は、I社J支店）で運送業務に従事していた。

両申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いが、いずれも勤務していたことは事実であるので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人はF社に勤務していたと申し立てているところ、厚生年金保険適用事業所名簿により、F社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できないものの、F社と類似する名称の事業所調査を行ったところ、申立期間当時、申立人が供述している所在地にK社の名称で厚生年金保険の適用事業所があったこと、及び同事業所の業務内容は申立人の説明と符合することが確認できるとともに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録が確認できる者が、申立人を憶<sup>おぼ</sup>えていると供述していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がK社に勤務していたものと推認できる。

しかしながら、当該被保険者名簿に被保険者記録が確認できる別の者が、当時事務を担当していたとして名前を挙げる者の厚生年金保険被保険者記録が確認できないことを踏まえると、当該事業所では、すべての従業員を

一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

また、当該被保険者名簿では、申立人の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間①における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は所在が不明であり、同僚からも厚生年金保険の適用に係る具体的な供述を得ることができないことから、申立期間①における事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 2 申立期間②については、G社H支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により被保険者記録が確認できる同僚は、「申立人のことを憶えている。申立人は、申立期間も運転業務の助手をしていた。」と供述していることから判断すると、申立人は、期間の特定はできないものの、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該被保険者名簿によれば、申立人は、昭和 26 年 9 月 1 日に当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得し、28 年 4 月 1 日に同被保険者資格を喪失した後、同年 10 月 5 日に同資格を再取得していること、及び申立期間②前後の被保険者期間において健康保険の整理番号が相違していることが確認できる一方で、申立期間②における被保険者記録が確認できない。

また、申立人が名前を挙げる別の同僚は既に死亡している上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録が確認できる他の複数の同僚に聴取しても、申立人の厚生年金保険の適用に係る具体的な供述を得ることができない。

さらに、I社J支店の人事担当者は、「申立人に係る関連資料が一切残っていないため、勤務実態等は不明である。」と回答しており、申立期間②における事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 3 申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 1977 (事案 730 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月1日から52年3月31日まで

新たな証拠があるわけではないが、A社の元事業主は、「厚生年金保険の適用事業所としての届出は行っていないが、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していた。」と証言しており、年金記録確認第三者委員会の結論には納得できない。再度、調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立事業所は厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できないこと、ii) 事業主による厚生年金保険料控除について確認することができないことなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年2月20日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、元事業主が厚生年金保険料を控除したと供述していることから厚生年金保険料の控除があったと認めるべきであるとして、再度の申立てを行っているところ、元事業主の供述を裏付ける関連資料は無い上、元事業主に改めて聴取しても、従業員の給与から保険料を控除していたとする期間及び金額についての供述が定かでないことに加え、申立事業所の元役員の一人名は、「会社が社会保険に加入していないのは知っていた。給与計算を担当していたが、従業員の給与から保険料を控除していた記憶は無い。」と供述している。

また、オンライン記録により、申立期間を通じて当該事業所に在籍していた別の元役員については、申立期間を通じて国民年金保険料を納付していることが確認できる。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 1978

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 11 月 20 日から 48 年 5 月 15 日まで  
当時、A 市 B 区役所の近くにあった、C 事業所（D 県 E 事務所の記録では、F 事業所）に入社した。

私は、所長の指示により技術職の業務を担当していたが、私以外には従業員はいなかった。勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業所の名称は特定できないものの、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録により申立期間にほぼ一致する期間において申立人の被保険者記録が確認できること、及び申立人が供述する所在地に申立事業所の名称とほぼ一致する事業所の名称が D 県 E 事務所に登録されていることが確認できることから判断すると、申立人が申立期間において F 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、厚生年金保険適用事業所名簿及びオンライン記録では、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない上、申立人は、「従業員は私以外にはいなかった。」と供述していることを踏まえると、同事業所は、当時の厚生年金保険法で定める適用事業所としての要件を満たしていなかったものと考えられる。

また、当該事業所の事業主は既に死亡している上、同僚もいないことから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 1979

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月 26 日から 57 年 2 月 22 日まで  
厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間はA社（現在は、B社）が経営する店舗で経理の仕事に携わっていたが、同事業所に係る記録が確認できない旨の回答であった。  
当時の上司の名刺等を保管しており、当該事業所も私が勤務していたことを認めているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険情報により、昭和55年10月26日を就職日として、申立人に常用就職支度金が支給されていることが確認できる上、申立人がA社に勤務していたことを記憶している同僚が複数確認できることから判断して、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において厚生年金保険の加入記録が確認できる被保険者数は、複数の同僚が記憶している従業員数よりも少ない上、複数の同僚が、申立事業所においては、一部の従業員は厚生年金保険に加入していなかった旨を供述していることを踏まえると、申立事業所では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、当該被保険者名簿により、申立人に係る記録は確認できず、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。これは考え難い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立

人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 1980

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月18日から38年10月1日まで

私は、A病院に3年以上は勤務したが、社会保険事務所（当時）の記録では、厚生年金保険被保険者期間は6か月しかない。健康保険があったのに、厚生年金保険が無いのはおかしい。

当時の院長は亡くなっているので詳細は分からないが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A病院が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届には、申立人に係る資格喪失年月日欄に「昭和35年5月18日」と記載されている上、健康保険被保険者証が返納され、社会保険出張所（当時）が昭和35年5月26日に同資格喪失届を受け付けた旨の押印が確認できる。

また、当該事業所では、昭和35年5月18日に申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した理由を「退職」としている。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）には、申立人に係る資格喪失年月日欄に「35. 5. 18」、資格喪失日確認年月日欄に「35. 5. 30」と記録されている上、標準報酬等級並びに適用年月日欄には、資格取得時決定の記録はあるが、昭和35年10月以降の定時決定等の記録は確認できない。

加えて、申立人が「私よりも2日又は3日早く退職した。」と供述している同僚の退職年月日は被保険者名簿により、昭和35年5月16日と記録されていることが確認できる上、複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間に係る勤務実態に関する具体的な供述は得られないほか、当該事業所は、厚生年金保険料の控除について根拠となる資料が無く不明であると回答していることから、

申立期間における事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。